

指定管理者の指定について

下記のとおり霧島市隼人障害者福祉作業所の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年12月9日提出

霧島市長 前田 終 止

記

- 1 対象施設名 霧島市隼人障害者福祉作業所
- 2 指定管理者 霧島市隼人町西光寺522番地2
特定非営利活動法人 隼人障害者福祉作業所
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

（提案理由）

隼人障害者福祉作業所においては、特定非営利活動法人 隼人障害者福祉作業所により、障がい者等とその家族に対して、いきいきとした生活が送れるよう、また、その能力に応じて社会性適応訓練、生活指導と保健福祉の普及・啓発が展開されているところであり、引き続き同作業所を指定管理者に指定することにより、ニーズを反映した管理運営が見込まれることから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

【指定議案説明資料】

1 施設概要

- | | | | |
|---------|-----------------------------------|-----------|------|
| ① 施設名 | 霧島市隼人障害者福祉作業所 | | |
| ② 位置 | 霧島市隼人町西光寺522番地2 | | |
| ③ 建築年度 | 平成元年度 | | |
| ④ 構造・面積 | 作業所 | 木造平屋建（2棟） | 143㎡ |
| | 事務所 | 木造平屋建（1棟） | 41㎡ |
| | 倉庫 | プレハブ造（1棟） | 21㎡ |
| ⑤ 設置目的 | 市内に居住する障がい者の社会参加の促進及び福祉の向上を図るため設置 | | |

2 指定管理者の概要

- | | |
|-----------------|--|
| ① 団体の名称、代表者及び所在 | |
| 名称 | 特定非営利活動法人 隼人障害者福祉作業所 |
| 代表者 | 理事長 溝口 憲一郎 |
| 所在 | 霧島市隼人町西光寺522番地2 |
| ② 組織 | |
| 設立 | 平成18年度 |
| 認可 | 平成18年10月2日法人認可 |
| ③ 設立目的 | 障がい者が重い就業、又は一般企業に雇用されることが困難な在宅の障がい者やその家族に対して、自分たちが住み慣れた地域で安心して、いきいきとした生活が送れるよう、その能力に応じて社会・職場適応の訓練、作業指導を行うとともに保健思想の普及・啓発を行い、併せて福祉関係の公の施設の運営・管理に関する業務や障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業も行うことにより、障がい者の福祉向上と地域福祉に寄与することを目的として設立 |
| ④ 事業 | |
| | <ul style="list-style-type: none">・障がい者とその家族の支援に関する事業・福祉作業所の運営に関する事業・障がい者に対する保健思想の普及・啓発に関する事業・公の施設の運営・管理に関する事業・障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業 |